明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**三四）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（**金融庁**七一）　二

○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（**総務**二三九）　四

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三三〇）　五

○独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第三号イ及びロに規定する外務大臣が指定する無償資金協力の一部を改正する件（**外務**三〇三）　五

○平成二十二年の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限を定める件（**農林水産**九五五）　五

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一四六）　五

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一四七）　五

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**同**一四八）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六七一）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一五六、一五七）　六

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**三八）　六

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**関東地方整備局**二七八）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**八八、八九）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**七九）　七

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**福岡県公安委**一七一）　七

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**沖縄県公安委**七四）　七

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　群馬県　大阪府　横浜市　名古屋市　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　八

〔資　料〕

閣議決定等事項　八

日本と世界の天候（平成二十二年五月）（速報）（気象庁）　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

製造たばこ小売定価、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　三〇

会社決算公告

省　令

○経済産業省令第三十四号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条、第十二条及び第四十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。

第二十四条中「、鉱煙、捨石」を「及び鉱煙並びに捨石」に改め、同条第三号中「ロについては」を「ホに掲げるものを」に改め、同号ロを削り、同号中ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

ニ　海洋施設からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

ホ　ポリ塩化ビニル

第四十六条第一項の表の第十三号災害、事故その他の事象欄中「浸透した」の下に「とき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第八」を加え、同条第二項の表の第五号事項欄中「第十七条の四第一項第五号」を「第十七条の五第一項第五号」に改め、同表の第六号事項欄中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「発効日」を「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議